

○琴浦中学校生徒会会則

第1章 総 則 (名称)

第1条 この会は、倉敷市立琴浦中学校生徒会（以下「本会」という）という。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、会員の自治活動と会員相互の協力によって学校生活の向上につとめ、その活動をとおして将来立派な社会人となる資質を養うことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、学校長および教職員の指導援助のもと次の活動を行う。

- 1 学校生活の充実改善をめざす諸活動の企画、実施に参加する。
- 2 生徒会が主催する各種行事の企画、実施をする。
- 3 学校が行う文化的、体育的、奉仕的行事などに積極的に参加する。
- 4 豊かな教養を身につけ、健康を増進するための部活動の活性化、連絡調整をする。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 会員および組織

第4条 本会の会員は本校生徒全員とし、本校教職員を顧問とする。

第5条 本会の活動を充実させるため、別表に示す組織にする。なお、特別に臨時組織（特別委員会など）をつくることができる。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|-------|----|--------|----|-------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 2名 | 3. 書記 | 2名 |
| 4. 会計 | 1名 | 5. 広報 | 1名 | | |

第7条 役員の選出法は、次のとおりとする。

- 1 会長、執行委員6名（2年生は3名以上、1年生は2名以上）は会員の選挙で選ぶ。
- 2 副会長、書記・会計、広報は執行委員の中から任命する。

第8条 役員は次の仕事をする。

- 1 会長は本会を代表し会務を行い、生徒会活動の最高責任者になる。
- 2 副会長は会長を助け、会長に支障があるときはその仕事を代行する。
- 3 書記は本会の運営に必要な記録を整える。
- 4 会計は本会の予算、決算などの立案、とりまとめをする。
- 5 広報は生徒会通信などをとおして生徒会活動の啓発をはかる。

第9条 役員の任期は、11月から10月の1年とする。ただし、重任を妨げない。また、役員に欠員が生じたときは補充することができる。この場合は前任者の残りの期間とする。

第10条 本会の役員会は次の役員で構成する。

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 1. 会長 | 2. 副会長 | 3. 書記 |
| 4. 会計 | 5. 広報 | |

役員会は本会の活動の企画、運営の中心として、会長の命を受けた会務を処理する。

第5章 評議員

第11条 本会に、各学級より2名ずつ選出された評議員（学級委員）をおく。評議員は生徒議会に参加し、学級と生徒議会の連絡を行うとともに決定事項を実施する。ただし、評議員は役員を兼ねられない。

第12条 原則として評議員の中より議長1名、副議長1名を選ぶ。

第13条 議長は生徒議会および生徒総会の議長をする。副議長は議長を助ける。議長が欠席のときは議長の仕事を代行する。

第14条 評議員の任期は4月から10月（前期）、11月から3月（後期）の2期にわたる。ただし、重任を妨げない。

第6章 生徒総会

第15条 生徒総会は、全会員で構成する本会の最高議事機関で、会長が招集する。定例が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があれば、臨時に開くことができる。

第16条 生徒総会は次の事項を審議、決定する。

- 1 会則の改正に関すること。
- 2 生徒会予算、決算の承認。
- 3 その他、本会の活動に必要なこと。

第7章 生徒議会

第17条 生徒総会は通常の議事機関であって、構成は次のとおりとする。

1. 生徒会役員
2. 専門委員長
3. 評議員

第18条 生徒議会は会則および生徒総会の決定にしたがって本会の活動の議事をするほか、緊急を要する場合は、生徒総会の会務を代行することができる。ただし、この場合は次の生徒総会で承認を得ることとする。

第19条 評議員および会員は議題を提出することができる。また、生徒議会に会員が参加することができる。ただし、議決権はない。

第20条 生徒議会は毎月1回、生徒会の日に会長が招集して開く。また、会長が必要と認めるときおよび評議員の3分の1以上の要求があれば臨時生徒議会を開くことができる。

第8章 執行委員会

第21条 執行委員会は生徒議会の準備、生徒会活動の計画、実践など本会の活動の執行のため、必要に応じて会長が招集して開く。構成は次のとおりとする。

1. 生徒会役員
2. 専門委員長
3. その他（会長が必要と認めたもの）

第9章 専門委員会

第22条 専門委員会は各学級から選出された男女各2名の委員で構成し、生徒会の実践活動の中心として次の活動を行う。専門委員は役員を兼ねられない。

- 1 生徒議会の議決事項の実践と生徒議会へ提出する問題の協議。
- 2 担当事項の協議と実践。

第23条 専門委員会で委員長，副委員長，学年代表，書記を選出する。

第24条 専門委員会を次のとおり設置し，各担当の活動をする。

- 1 学級…学級活動の中心となる。学年議會を組織し，学年行事を企画，運営をし，また学年の諸問題を解決する。評議員を兼ねる。
- 2 風紀…学校生活全体（登下校時も含む）において，規則正しい生活を行うことができるように取り組みを行う。また，校内の美化に努める。
- 3 給食…給食を安全に安心して食べられるよう，配膳や片づけを行う。また“食”に関心をもち，実践できるよう啓発にあたる。
- 4 保健…保健衛生に関する諸調査，諸検査を通して，健康や安全生活の向上をはかる。
- 5 体育…体育行事の企画，運営にあたり，体育活動の充実をはかる。
- 6 文化…学校生活を充実させるための文化面の環境整備や意識の向上となる取り組みを行う。また図書館の運営の補助や校内の掲示物の管理を行う。

第25条 専門委員会は，毎月1回以上委員長が招集して開く。

第26条 専門委員の任期は4月から10月（前期），11月から3月（後期）の2期にわたる。ただし，重任を妨げない。

第10章 部 活 動

第27条 部活動は個人の特技を伸ばすために，興味，関心をもって，希望して集まり活動し，技能の習得と活動の楽しさを味わうとともに友情，協力の心を養うために行う。

第28条 部活動の設定は会員の希望をもとに議員会議により学校長が決定する。

第29条 各部に部長，副部長をおく。

第30条 各部の部長，生徒会役員をもって，部活動委員会を組織し次のことを協議する。部活動委員長，副委員長を各1名選出する。必要に応じて生徒議会に参加する。

- 1 予算，決算
- 2 活動計画，状況の交換
- 3 その他，連絡調整など

第11章 選 挙

第31条 本会の会長，執行委員は，会員の投票によって選挙される。選挙についての規定は別に定める。

第32条 定例選挙は毎年10月に行う。

第12章 決 議

第33条 議事は，出席者（会議の構成員の3分の2以上）の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は議長が決める。

第13章 会 計

第34条 本会の経費としてつぎにかかげるもので支弁する。年1回生徒総会で会計報告する。

- 1 生徒会費（会員一人月額300円）
- 2 その他

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

第14章 最終決定権

第36条 本会の決定は、学校長の承認を得て実行される。

第15章 雑 則

第37条 本会の会則の実施に必要な規定は、生徒議会が定める。

付 則

本会則は、平成11年4月1日より施行する。

本会則は、平成18年4月1日より改正施行する。

本会則は、平成28年4月1日より一部改正施行する。

○生徒会役員選挙規則

第1章 総 則

第1条 この規則は先生の指導のもとに生徒会役員の選挙が公平に行われることを目的とする。

第2条 この規則は生徒会の会長1名，執行委員6名（2年生は3名以上，1年生は2名以上）の選挙のためのものである。

第3条 選挙のせわをするために選挙管理委員会を置く。

第2章 立 候 補

第4条 立候補しようとするものは，会長・執行委員のいずれか1つに立候補できる。

第5条 立候補しようとするものは，別に示す形式で選挙管理委員会に届ける。

第3章 選挙運動

第6条 選挙運動の期間は選挙管理委員会で決める。

第7条 ポスターの枚数・掲示場所は，選挙管理委員会で決める。

第8条 立候補者および推せん者の演説の時間・場所は，選挙管理委員会で決める。

第4章 投 票

第9条 会長，執行委員は全学年を対象とする。

第10条 投票用紙は選挙管理委員会がくばった用紙を用い，無記名投票とする。

第11条 開票は1か月に集め，選挙管理委員会が行う。

第12条 開票の結果次のものを当選者とする。

- (1) 会長に最多数の票を得たもの。
- (2) 執行委員は最多数の票を得た上位6名のもの。ただし2年生は3名以上，1年生は2名以上とする。

第13条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 一投票中に2人以上の候補者に投票したもの。
- (3) 指示されたことのほかにいらないことを記入したもの。
- (4) だれに投票したかはっきりしないもの。

第5章 選挙管理委員会

第14条 この委員会は，生徒会役員の選挙に関する一切の事務をする。

第15条 この委員会は，各学級より選出された1名によって構成する。

第16条 委員会には委員長1名，副委員長1名を置く。

第17条 委員が生徒会役員に立候補したときは委員をやめ，その学級からかわりの委員を選出する。

第18条 委員の任期は，選挙のはじまったときから役員の選出が終わったときまでとする。

第19条 生徒会役員選挙に関するその他の細則については，選挙管理委員会が決める。

第6章 付 則

第20条 最後の決定は学校長がする。